

令和5年度 水道事業会計・公共下水道事業会計予算

水道事業会計および公共下水道事業会計の予算が決まりました。

水道事業においては、安心して良質な水道水を安定的に供給する取り組みを、公共下水道事業においては、下水道の整備と普及を促進するとともに、雨水対策の取り組みを進めていきます。

■問合せ 企業局総務課 (☎41-2840)

水道事業

●経営状況

水道料金を含む収入は、4年度当初予算に比べ9,478万円(3.3%)の減と見込んでいます。支出は、4年度当初予算に比べ334万円(0.1%)の減と見込んでおり、収支差額は2億7,330万円となります。安全な水道水をいつでも安定してお届けできるように、水道施設の維持管理とともに、古くなった水道管の布設替えや水道施設の更新工事などを実施します。

水道水を届けるための収入

区分	金額
水道料金	24億 6,992万円
長期前受金戻入	1億 4,285万円
その他	1億 7,762万円
合計	27億 9,039万円

水道水を届けるための支出

区分	金額
維持管理費	14億 803万円
減価償却費等	7億 3,159万円
人件費	2億 6,358万円
支払利息	1億 1,051万円
その他	338万円
合計	25億 1,709万円

●5年度実施予定の主な工事

- ・大字草木地内配水管布設工事
- ・浄真町地内外配水管布設工事

業務の予定量

給水戸数
53,983戸
年間総給水量
9,922,725m³
1日平均給水量
27,111m³

公共下水道事業

●経営状況

下水道使用料を含む収入は、4年度当初予算に比べ1億2,516万円(3.0%)の増と見込んでいます。支出は、4年度当初予算に比べ1億7,702万円(5.0%)の増と見込んでおり、収支差額は5億6,231万円となります。下水道の普及促進のため、引き続き水洗化促進キャンペーンに取り組むとともに、下水道をいつでも安心して利用できるよう、また、浸水からまちを守るため、下水道施設の計画的かつ効率的な改築更新や維持管理を行います。

下水を処理するための収入

区分	金額
負担金・補助金	17億 2,734万円
下水道使用料	14億 9,214万円
長期前受金戻入	10億 5,438万円
その他	126万円
合計	42億 7,512万円

下水を処理するための支出

区分	金額
減価償却費等	19億 6,103万円
維持管理費	12億 2,044万円
支払利息	2億 9,226万円
人件費	2億 3,837万円
その他	71万円
合計	37億 1,281万円

●5年度実施予定の主な工事

- ・藤田三川污水幹線築造(第1工区)工事
- ・勝立諏訪污水幹線築造(第1工区)工事
- ・三川ポンプ場災害復旧建設工事(土木)



業務の予定量

水洗化戸数
33,083戸
年間総処理水量
9,526,953m³
1日平均処理水量
26,030m³



軽自動車税(種別割)のお知らせ

納税通知書(圧着はがき)
発送予定…5月1日(月)
納期限…5月31日(水)

軽自動車税(種別割)の税率は、車種や区分ごとに税率が異なります。また、三輪および四輪の軽自動車は、新車登録時期により税率が異なります。

さらに、新車登録が4年4月1日から5年3月31日の車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、5年度に限り軽課税率が適用されます。

原付バイクや2輪車など

【表1】 原付バイク・2輪車など

車種区分		税額(年額)
		28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

【表2】 軽自動車

車種区分		税額(年額)		
		①27年3月31日までの登録車	②27年4月1日以降の新車登録車(新税率)	③新車登録後13年超(※重課)
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※重課は、燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車や被けん引車を除きます。

軽自動車

- 27年3月31日までに登録された車両の税額は、【表2】の①のとおりです(新車登録から13年を経過したものは除く)。
- 27年4月1日以降に新車登録された車両の税額は【表2】の②の税額(新税率)となります。
- いずれの場合も、新車登録後13年を経過した車両は【表2】の③の税額(重課)になります。

グリーン化特例(軽課)

4年度に新車登録された軽自動車、排出ガス性能や燃費性能などの優れた環境負荷の小さい車両は、5年度の新税率の軽自動車税が軽減されます。【表3】

なお、この特例は、新車登録された年度の翌年度に限り(1年度のみ)適用されるもので、軽課年度の翌年度以降の軽自動車税については、新税率【表2の②】が適用されます。◆対象車両：4年4月1日から5年3月31日までに新車登録されたもの

【表3】 軽自動車のグリーン化特例(軽課)

車種区分		①新税率の75%軽減	②新税率の50%軽減	③新税率の25%軽減
3輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
4輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	—
	貨物	営業用	1,000円	—
		自家用	1,300円	—

①75%軽減
電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)

②50%軽減

乗用(営業用のみ)・平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減+令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準90%達成車

③25%軽減

乗用(営業用のみ)・平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減+令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準70%達成車

◎新車登録の時期・燃料・燃費基準は、自動車検査証(車検証)に記載されています。

減免制度

心身に障害がある人は、軽自動車税が減免になる場合があります(一定の基準あり)。申請期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。申請期間を過ぎると減免は受けられません。昨年度の減免対象者でも車の買い替えなどにより今年度納税通知書が届いた人は、再度申請が必要です。

減免申請の際にはマイナンバー確認書類など、必要書類がありますので、詳しくは税務課まで。

問合せ

税務課軽自動車税担当

(☎412471)